

## 平成28年上半期におけるコミュニティサイト等に起因する事犯の現状と対策について

### 1 被害児童数の推移（図1）

- コミュニティサイトに起因する事犯の被害児童は889人。平成20年以降、増加傾向が継続しており、過去最高の被害児童数。
- 出会い系サイトに起因する事犯の被害児童は22人。平成20年の出会い系サイト規制法の改正以降減少傾向にあるところ、事業者による年齢確認、書き込み内容の確認強化等により更に減少。

### 2 コミュニティサイトにおける被害児童の状況

- 被害の多い罪種は、青少年保護育成条例違反（348人、39.1%）や児童ポルノ（268人、30.1%）。（図2）
- 被害の多いサイト種別は、「チャット系」が最も多く、次いで「複数交流系」、「ID、QRコード交換系」。（図4）
- 被害児童が被疑者と会った理由では、「金品目的」や「性的関係目的」といったいわゆる援助交際に関連する理由が4割強。（図5）
- 学校においてインターネット利用等に関連する指導を受けていたと認識している被害児童は3割強。（図6）
- フィルタリングの利用の有無が判明した738人のうち647人（87.7%）がフィルタリングを利用せず。（図7）

### 3 今後の対策

#### (1) コミュニティサイト対策

- 提供しているサービスの態様等に応じた自主的な児童被害防止対策の強化に向けた働き掛け
  - ・ 利用規約等に照らした年齢確認の厳格化
  - ・ 事業者自身による確認及びユーザーからの通報等に基づくサイト内環境の浄化
- 関係省庁、事業者及び関係団体と連携した対策の推進
  - ・ フィルタリングの更なる普及促進に向けた連携
  - ・ 児童、保護者、学校関係者等に対する広報啓発と情報共有

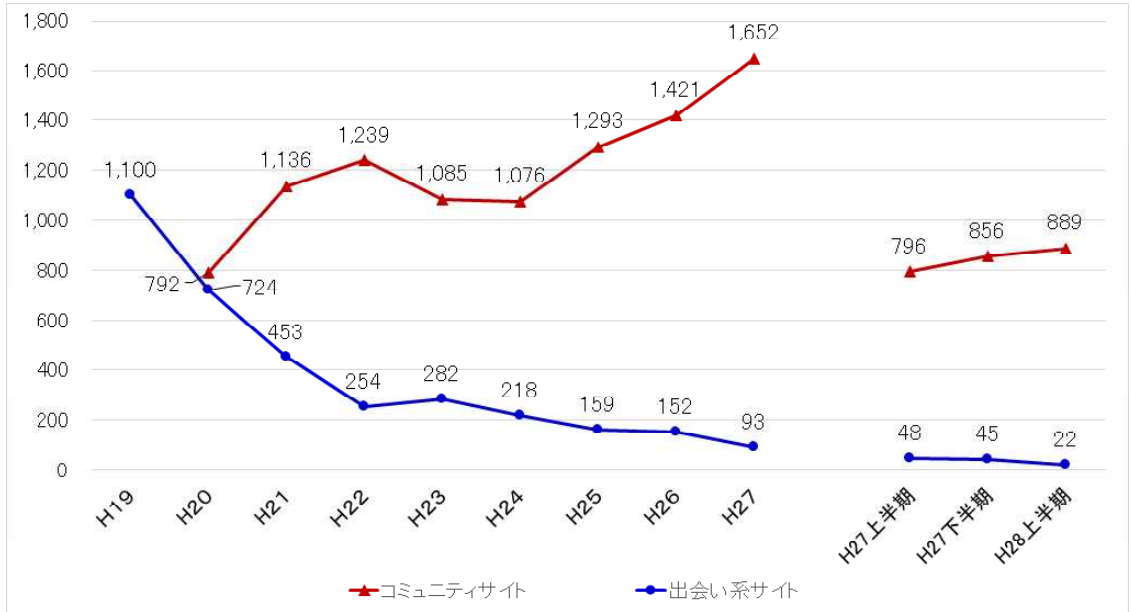
#### (2) 出会い系サイト対策

- 無届等の悪質出会い系サイト事業者に対する取締り等の徹底
- 出会い系サイト事業者との連携による売春組織の排除

#### (3) 補導活動及び取締りの推進

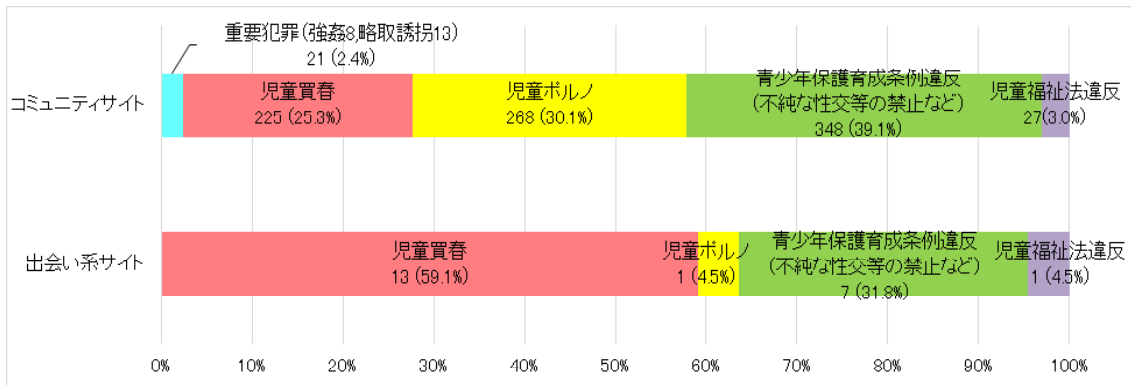
- サイバー補導及び福祉犯事件の取締りの更なる推進
- サイバー防犯ボランティア等によるサイバーパトロール及び事業者への通報の実施

図1 【コミュニティサイト及び出会い系サイトに起因する事犯の被害児童数の推移】 (人)



※ コミュニティサイトの統計は平成20年から取り始めた。

図2 【罪種別の被害児童数及び割合】 (人)



※ 割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならないことがある (以下同じ)。

図3 【年齢別の被害児童数及び割合】 (人)

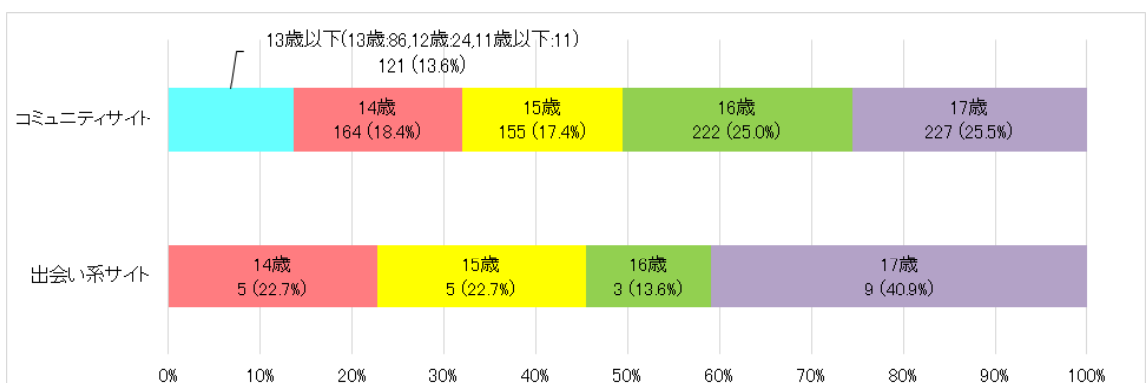
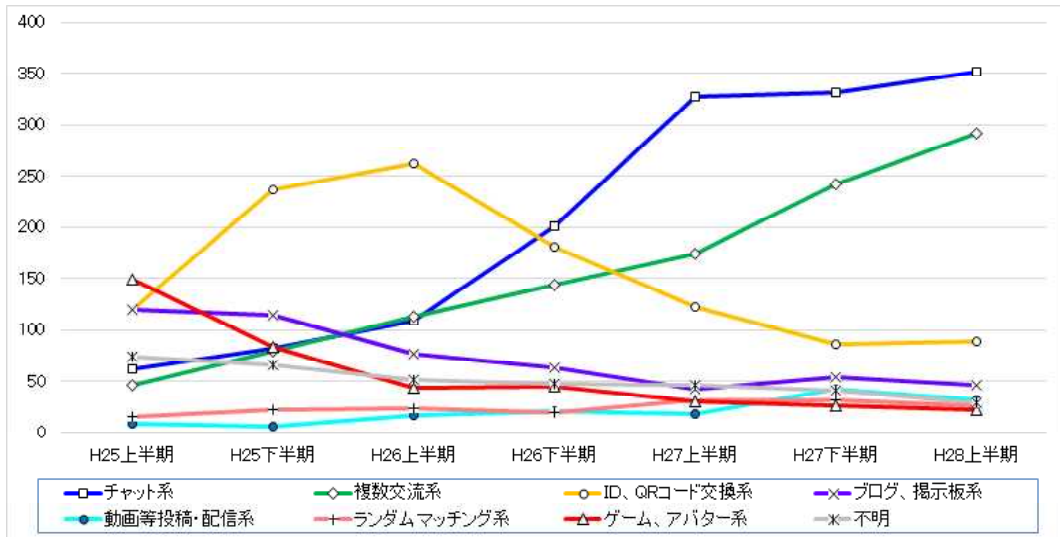
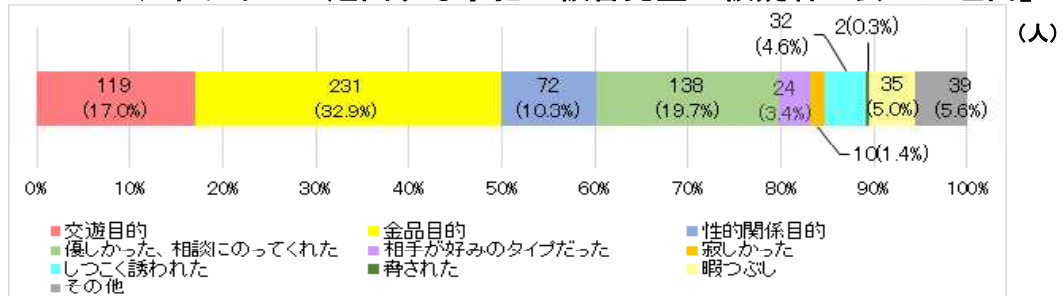


図4 【主なコミュニティサイト種別の被害児童数の推移】 (人)



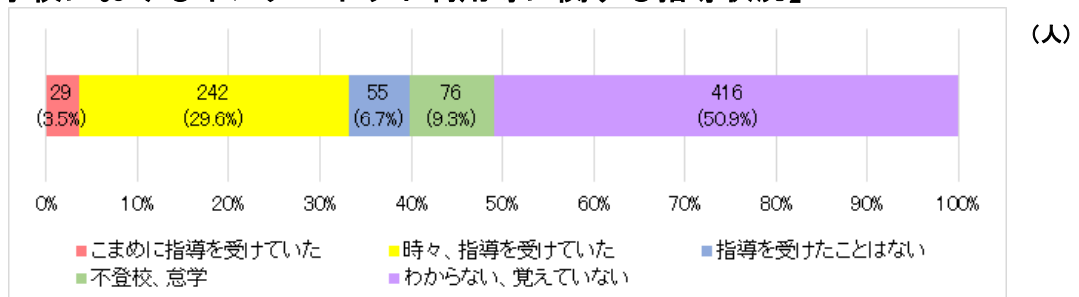
- ※ チャット系：面識のない利用者同士がチャットにより交流するサイト
- 複数交流系：広く情報発信や同時に複数の友人等と交流する際に利用されるサイト
- ID、QRコード交換系：LINE、カカオトーク、スカイプ等のID等を交換することにより交流するサイト
- ブログ、掲示板系：趣味やカテゴリ別のコメント、日記等を掲載し、それを閲覧した利用者で交流するサイト
- 動画等投稿・配信系：動画や画像、音声等を投稿、配信し、それを閲覧した利用者で交流するサイト
- ランダムマッチング系：ランダムに他の利用者と結び付き、その利用者で交流するサイト
- ゲーム、アバター系：主にゲーム等のキャラクターやアバターとして他の利用者で交流するサイト
- 不明：サイトやアプリを特定するに至らなかったもの

図5 【コミュニティサイトに起因する事犯の被害児童が被疑者と会った理由】 (人)



※ n=702 (被疑者と接触していない被害児童187人を除く)

図6 【学校におけるインターネット利用等に関する指導状況】 (人)



※ n=818 (有職者等71人を除く)

図7 【コミュニティサイトに起因する事犯の被害児童のフィルタリングの利用状況】 (人)



※ n=738 (フィルタリングの利用の有無が判明した数)

(参考資料)

## 第1 コミュニティサイトに起因する事犯の被害児童の状況

## 1 被害児童数の年別推移 (人)

罪 名	H24	H25	H26	H27		H28 上半期	前年 同期比		
				上半期	下半期				
児童福祉法違反	32	22	54	48	14	34	27	+13	
青少年保護育成条例違反	596	678	711	699	371	328	348	-23	
児童買春・ 児童ポルノ 法違反	児童買春	182	226	260	359	184	175	225	+41
	児童ポルノ	242	341	358	507	207	300	268	+61
	小 計	424	567	618	866	391	475	493	+102
重要 犯罪等	殺 人	0	0	1	1	0	1	0	±0
	強 盗	2	1	0	1	0	1	0	±0
	放 火	0	0	0	0	0	0	0	±0
	強 姦	14	18	23	19	12	7	8	-4
	略 取 誘 拐	2	3	3	9	2	7	13	+11
	強 制 わ い せ つ	6	4	11	9	6	3	0	-6
	小 計	24	26	38	39	20	19	21	+1
合 計	1,076	1,293	1,421	1,652	796	856	889	+93	

※ 児童福祉法違反、青少年保護育成条例違反、児童買春・児童ポルノ法違反及び重要犯罪に限り計上している。

## 2 被害児童に関する状況

## (1) 被害児童のコミュニティサイトへのアクセス手段 (人)

	H24		H25		H26		H27		H28		前年 同期比				
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合					
被害児童数	1,076	100.0%	1,293	100.0%	1,421	100.0%	1,652	100.0%	796	100.0%	856	100.0%	889	100.0%	+93
携 帯 電 話	968	(90.0%)	1,171	(90.6%)	1,276	(89.8%)	1,464	(88.6%)	707	(88.8%)	757	(88.4%)	782	(88.0%)	+75
スマートフォン	160	(16.5%)	741	(63.3%)	1,118	(87.6%)	1,427	(97.5%)	678	(95.9%)	749	(98.9%)	765	(97.8%)	+87
パ ソ コ ン	79	(7.3%)	71	(5.5%)	43	(3.0%)	36	(2.2%)	19	(2.4%)	17	(2.0%)	22	(2.5%)	+3
ゲ ー ム 機	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	13	(0.8%)	0	(0.0%)	13	(1.5%)	12	(1.3%)	+12
そ の 他	24	(2.2%)	45	(3.5%)	90	(6.3%)	122	(7.4%)	53	(6.7%)	69	(8.1%)	73	(8.2%)	+20
不 明	5	(0.5%)	6	(0.5%)	12	(0.8%)	17	(1.0%)	17	(2.1%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	-17

※ 携帯電話のうち、スマートフォンが97.8%を占める。

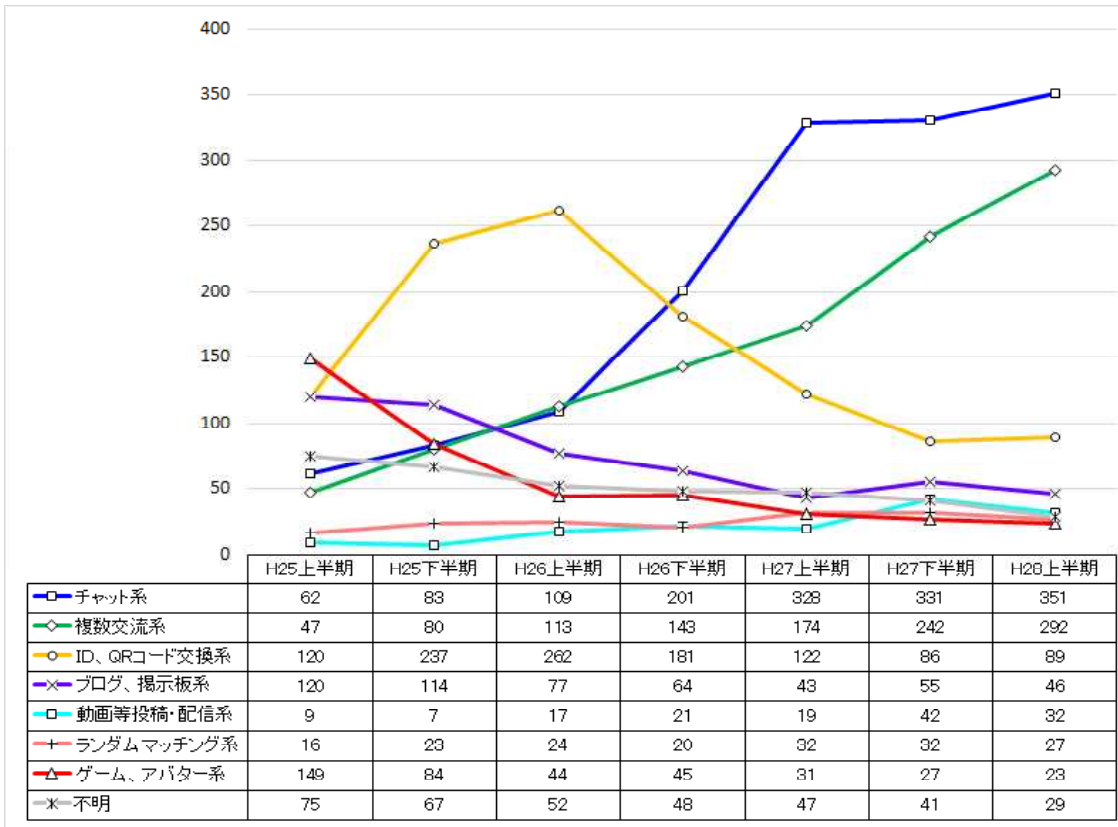
※ スマートフォンの割合は、携帯電話を100%として算出したもの。

※ 平成28年上半期のアクセス手段全体に占めるスマートフォンの割合は86.1%。

※ 割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

(2) 主なコミュニティサイト種別の被害児童数の推移

(人)



※ チャット系：面識のない利用者同士がチャットにより交流するサイト

複数交流系：広く情報発信や同時に複数の友人等と交流する際に利用されるサイト

ID、QRコード交換系：LINE、カカオトーク、スカイプ等のID等を交換することにより交流するサイト

ブログ、掲示板系：趣味やカテゴリー別のコメント、日記等を掲載し、それを閲覧した利用者と交流するサイト

動画等投稿配信系：動画や画像、音声等を投稿、配信し、それを閲覧した利用者と交流するサイト

ランダムマッチング系：ランダムに他の利用者と結び付き、その利用者と交流するサイト

ゲーム、アバター系：主にゲーム等のキャラクターやアバターとして他の利用者と交流するサイト

不明：サイトやアプリを特定するに至らなかったもの

(3) コミュニティサイトに起因する事犯の被害児童のフィルタリングの利用状況

(人)

	H24		H25		H26		H27						H28上半期	前年同期比	
							上半期		下半期						
利用あり	35	6.9%	33	5.3%	34	4.7%	40	5.2%	13	3.7%	27	6.5%	91	12.3%	+78
利用なし	472	93.1%	593	94.7%	691	95.3%	724	94.8%	336	96.3%	388	93.5%	647	87.7%	+311
n	507	100.0%	626	100.0%	725	100.0%	764	100.0%	349	100.0%	415	100.0%	738	100.0%	+389

※ フィルタリングの利用の有無が判明した被害児童のうち、フィルタリングを利用していなかった被害児童は647人（87.7%）。

## 第2 出会い系サイトに起因する事犯の被害児童の状況等

### 1 被害児童数の年別推移

(人)

罪 名	H24	H25	H26	H27		H28		前年 同期比	
				上半期	下半期	上半期			
児童福祉法違反	46	38	41	20	14	6	1	-13	
青少年保護育成条例違反	30	31	23	15	5	10	7	+2	
児童買春・ 児童ポルノ 法違反	児童買春	117	71	74	43	21	22	13	-8
	児童ポルノ	19	14	10	7	2	5	1	-1
	小 計	136	85	84	50	23	27	14	-9
重要 犯罪等	殺 人	0	0	0	0	0	0	0	±0
	強 盗	0	0	0	0	0	0	0	±0
	放 火	0	0	0	0	0	0	0	±0
	強 姦	0	0	1	1	0	1	0	±0
	略 取 誘 拐	0	0	0	0	0	0	0	±0
	強 制 わ い せ つ	0	0	0	0	0	0	0	±0
	小 計	0	0	1	1	0	1	0	±0
そ の 他	6	5	3	7	6	1	0	-6	
合 計	218	159	152	93	48	45	22	-26	

### 2 被害児童の出会い系サイトへのアクセス手段

(人)

	H24	H25	H26	H27		H28		前年 同期比
				上半期	下半期	上半期		
被害児童数	218	159	152	93	48	45	22	-26
携帯電話	210 (96.3%)	137 (86.2%)	136 (89.5%)	74 (79.6%)	34 (70.8%)	40 (88.9%)	22 (100.0%)	-12
パソコン	8 (3.7%)	12 (7.5%)	5 (3.3%)	2 (2.2%)	2 (4.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	-2
その他	0 (0.0%)	0 (0.0%)	9 (5.9%)	16 (17.2%)	12 (25.0%)	4 (8.9%)	0 (0.0%)	-12
不 明	0 (0.0%)	10 (6.3%)	2 (1.3%)	1 (1.1%)	0 (0.0%)	1 (2.2%)	0 (0.0%)	±0

### 3 出会い系サイト規制法の運用状況等

#### (1) 出会い系サイト事業者の届出数の年別推移 (件)

	H24	H25	H26	H27	H28 (6月末)	前年 末比
届出事業者数	1,355	1,321	1,372	1,364	1,359	-5
法人	1,178	1,146	1,193	1,185	1,181	-4
個人	177	175	179	179	178	-1
届出サイト数	2,626	2,453	2,580	2,472	2,417	-55
法人	2,310	2,155	2,281	2,176	2,122	-54
個人	316	298	299	296	295	-1

※ 各年12月末現在の届出数。

#### (2) 出会い系サイト規制法違反の検挙状況 (件)

	H24	H25	H26	H27	H27		H28 上半期	前年 同期比
					上半期	下半期		
法第6条(禁止誘引違反)	360	337	278	235	112	123	140	+28
うち児童による誘引	252	185	152	101	44	57	48	+4
法第7条(無届等)	3	2	1	0	0	0	1	+1
法第9条(名義貸し)	0	0	0	0	0	0	0	±0
合計	363	339	279	235	112	123	141	+29

#### (3) 出会い系サイト規制法に基づく行政処分状況 (件)

	H24	H25	H26	H27	H27		H28 上半期	前年 比
					上半期	下半期		
指示(第13条)	0	0	0	1	0	1	1	+1
事業の停止等(第14条)	0	0	0	0	0	0	0	±0

### 第3 平成28年上半期の検挙事例

#### コミュニティサイトに起因する事犯の検挙事例

##### 【児童買春・児童ポルノ禁止法違反(児童ポルノ製造)】

被疑者(アルバイト作業員・男・20歳)は、コミュニティサイトで知り合った女子児童(14歳)が18歳に満たない児童であることを知りながら、無料通話アプリで同児童に自らの裸の姿態をとらせ、これを携帯電話の静止画像として撮影保存して児童ポルノを製造したものの。

(6月・富山県警)

##### 【児童福祉法違反(児童に淫行させる行為)及び売春防止法違反(周旋)】

被疑者3名(甲:暴力団組員・男・38歳、乙:飲食店従業員・男・21歳、丙:建設作業員・男・21歳)は共謀し、コミュニティサイトで知り合った女子児童2名(いずれも13歳)が18歳に満たない児童であることを知りながら、売春婦としてアパートの居室に居住させ、それぞれ不特定の遊客を性交等の相手方として引き合わせた上、同アパート居室内で淫行させたものの。

(6月・広島県警)

#### 出会い系サイトに起因する事犯の検挙事例

##### 【児童買春・児童ポルノ禁止法違反(児童買春)】

被疑者(会社員・男・29歳)は、出会い系サイトで知り合った女子児童(16歳)が18歳に満たない児童であることを知りながら、対償として現金を供与する約束をしてホテル客室内で同児童と淫行したものの。

(4月・栃木県警)